

平成23年8月 定例会議

平成23年度

第5回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成23年8月11日

みどり市教育委員会

平成23年度 第5回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成23年8月11日(木) 午後3時30分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 清 水 恒 夫
2番委員 丹 羽 千津子
3番委員 松 崎 靖
4番委員 山 同 善 子
5番委員 尾 崎 享 子
- ・説明のため出席した者 : 教 育 部 長 藤 生 安喜夫
教 育 総 務 課 長 田 村 栄 助
学 校 教 育 課 長 石 井 逸 雄
学 校 計 画 課 長 小 林 幹 児
社 会 教 育 課 長 若 月 省 吾
文 化 財 課 長 三 輪 延 也
- ・本 委 員 会 書 記 : 教育総務課総務係 根 岸 美 佳
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課総務係 石 原 亨 夫

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 報告第1 教育長報告について
- ・日程第4 : 議案第19号 みどり市立福岡西小学校の廃止について
- ・日程第5 : 議案第20号 みどり市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- ・日程第6 : 議案第21号 みどり市民体育館条例施行規則の一部改正について
- ・日程第7 : 議案第22号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について

・開会：午後4時10分

(委員長) ただいまから平成23年度第5回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番2番の丹羽千津子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2の会期の決定ですけれども、平成23年8月11日（木）本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定させていただきます。

・日程第3 報告第1 教育長報告について

(委員長) 日程第3、報告第1 教育長報告について、尾崎教育長の方からお願いいたします。

(教育長) (内容：説明資料)

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 議案第19号 みどり市立福岡西小学校の廃止について

(委員長) 日程第4、議案第19号 みどり市立福岡西小学校の廃止について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、小林学校計画課長より内容説明をお願いいたします。

(学校計画課長) (内容：説明資料)

(委員長) 小林課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、議案第19号 みどり市立福岡西小学校の廃止について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第5 議案第20号 みどり市立学校設置条例の一部を改正する条例について

(委員長) 日程第5、議案第20号 みどり市立学校設置条例の一部を改正する条例について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、小林学校計画課長より内容説明をお願いいたします。

(学校計画課長) (内容：説明資料)

(委員長) 小林課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第20号 みどり市立学校設置条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第6 議案第21号 みどり市民体育館条例施行規則の一部改正について

(委員長) 日程第6、議案第21号 みどり市民体育館条例施行規則の一部改正について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、若月社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 若月課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第21号 みどり市民体育館条例施行規則の一部改正について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第7 議案第22号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について

(委員長) 日程第7、議案第22号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、若月社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 若月課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(丹羽委員) P 4の利用者登録証はカードですか。

(若月課長) カードです。新しくバーコードが付きました。

(丹羽委員) 随時カードを持っている利用者の方は、新しいカードに替えていくのですか。

(若月課長) 登録団体証になっているので、団体登録をした団体に対して登録証を出しています。その登録証を提示することにより、確認をし申し込みの申請をするという形です。オンライン化になっていますので、バーコードや各団体ごとの登録番号で確認が出来ます。

(丹羽委員) オンライン化されたことによりバーコードが付いた新しいものが出来たのですか。今までもこのようなものがあったのですか。

(若月課長) カードはありましたが、バーコードが付いたのは今回からです。

(丹羽委員) 団体の登録があった時点で、新しいものと差し替えていくわけですか。

(若月課長) そうです。又は、更新する時です。

(委員長) これは、1年ですか。

(若月課長) 登録は1年です。

(松崎委員) P 1 0 減免申請書は、サンレイク草木を利用する場合の利用者についての減免はあるのですか。

(若月課長) 団体によつての減免はあります。いわゆる市外の団体、市内団体、或いは両毛広域の団体それに該当しない市外団体の場合に付きましては基本的には減免規程というのはございません。ただし、条例上の中に宿泊者については何%ということは入っています。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7、議案第22号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について、本案を原案のとおり決定することによろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。
ご苦労様でした。

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議 事 日 程

- ・日程第3 : 報告第1 教育長報告について (報告)
- ・日程第4 : 議案第19号 みどり市立福岡西小学校の廃止について (可決)
- ・日程第5 : 議案第20号 みどり市立学校設置条例の一部を改正する条例について (可決)
- ・日程第6 : 議案第21号 みどり市民体育館条例施行規則の一部改正について (可決)
- ・日程第7 : 議案第22号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について (可決)

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成23年8月11日

みどり市教育委員会委員長

印

会議録署名人 番委員

印

会議録作成者 書記

印